



講師の紹介は
可能です！



消費者問題の学習会を開催しましょう

参加対象は？

* 地域の消費者の方が参加できるように工夫しましょう。

目的、内容は？

* 消費者問題の現状を学びましょう。(消費者白書も参考になります)

* 平成30年に改正した消費者契約法について理解をしましょう。

(消費者庁が現在チラシを作成中。参考にするとよいでしょう)

* 消費者契約法をより一層被害救済に活かせるように活動しましょう。

講師は？

* 地元の弁護士さんに依頼する、または自治体の出前講座を活用するなど、ご検討ください。

* 全国消団連から講師紹介することも可能ですので、ご相談ください。



表題例

『消費者被害を防ごう！』
『うまい話には乗らない！』
『消費者被害に遭ったら
どうする？』
『消費者被害を救済するために』
など、団体のみなさんで
アイデアを出し合いましょう

企画内容例

グループ交流
身近に起きた、知人から聞いた
消費者被害について出し合
いましょう
被害にあった時に、救済され
る対応策を弁護士さんから聞
きましょう
意見交換 など



お問い合わせ

一般社団法人 全国消費者団体連絡会 TEL 03-5216-6024

くらしの安全・安心のために、消費者契約法を改正しよう！

こんな契約、なんとかしたい！

事例1

実家に帰省した時、母が自作絵画の出展契約や画集作成等の契約を複数していることがわかった。契約書を整理してみたら、契約数は4社5件、総額約450万円もの契約だった。母によると、美術展への出品や画集の出版をしてくれたというが、判断力が不足しており記憶が定かでない。家に来訪しての契約と電話による勧誘のようである。

すばらしい作品です。
ぜひ画集を作りましょう

総額約450万円
もの契約！！



事例2

結婚式場の説明会に行き、当日契約をしたら割引になると言われて1年後の契約をした。だが2軒目の式場の方が良かったので、翌日、キャンセルを伝えると、予約金30万円を払うように言われた。約款では契約成立後のキャンセル料は予約金30万円となっていた。ほとんど何もサービスを受けていないのに30万円も払うことに納得できない。

キャンセル料は予約金の30万円になります

昨日した契約なのに、なぜ1日でそんなに高いの～



現在の消費者契約法に加えて、「つけ込み型勧誘への取消権の新設」「平均的な損害額についての規定の新設」などが必要です！

〔事例1〕

つけ込み型勧誘への取消権の新設

高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合に、消費者が取消できるようにすることが必要です。



〔事例2〕

平均的な損害額についての規定の新設

キャンセル料を争う場合などで、「平均的な損害額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって損害額を立証することは困難な場合が多いです。

平均的な損害額の立証に関する推定規定を新設することが必要です。

これらの事例は、現在の消費者契約法では、必ずしも救済の対象にならないと考えられています。